



平成 25 年 5 月 9 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号
野村不動産ホールディングス株式会社
取締役社長 中井 加明三
(コード番号：3231 東証第一部)
問い合わせ先 広報 IR 部長 北井 大介
TEL：(03) 3348-8117

野村不動産マスターファンド投資法人の上場承認 及び資産運用事業の成長方針について

1. 野村不動産マスターファンド投資法人の上場承認について

弊社の子会社である野村不動産投資顧問株式会社（本社：東京都新宿区/取締役社長：福井保明）（以下、NREAM といいます。）が運用を行う野村不動産マスターファンド投資法人（以下、NMF といいます。）の投資口が、本日、株式会社東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場承認を受けましたのでお知らせいたします。

NMF は、野村不動産オフィスファンド投資法人、野村不動産レジデンシャル投資法人に次いで、野村不動産グループが運用する第 3 の上場 REIT となります。

NMF は、物流・商業施設特化型の REIT であり、NMF の上場により、NREAM が運用する上場 REIT の投資対象は、オフィス、居住用施設、物流施設、商業施設に広がり、運用資産残高の増加につながることを期待できます。

また、野村不動産グループにおいては、収益不動産の開発事業を多様化し、独自にブランド展開している、オフィスビル（「PMO」）、居住用施設（「PROUD FLAT」）に加え、物流施設（「Landport」）及び商業施設（「GEMS」）の開発を強化する方針であり、REIT の投資対象に適合した優良な物流施設・商業施設の開発促進により、NMF との連携・相互成長が図れるものと考えております。

2. 資産運用事業の成長方針

2012 年 10 月に策定した「野村不動産グループ 中長期経営計画（～2022.3）～Creating Value through Change～」においては、資産運用事業分野の積極拡大を掲げております。

資産運用事業は大きく、「公募商品」と「私募商品」に分かれますが、NREAM では、現在、両商品の運用を行っております。

ご注意：本報道発表文は、NMF の上場承認及び野村不動産グループの資産運用事業の成長方針に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。NMF への投資を行う際は、必ず NMF が作成する新投資口発行及び投資口売出席出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件に関して米国における証券の公募は行われません。

今般、NMF の上場により、NREAM の資産運用事業における「公募商品」の比重が大幅に増え、「私募商品」の割合が相対的に低下することになります。

「公募商品」と「私募商品」では、対象とする投資家、リスク・リターン特性、ノウハウ、投資対象及びクライテリアなどが異なり、市場環境の変化とともに「私募商品」を志向する機関投資家ニーズも高まりつつあります。

このような資金ニーズを取り込み、資産運用事業を更に拡大していくために、最適なグループ経営戦略を検討してまいります。この検討項目の中には、私募ファンド事業を将来的に野村不動産グループ内の別会社に移管することも含まれております。

なお、将来的に私募ファンド事業を別会社方式とすることがある場合、当該別会社においては、現在 NREAM が資産の運用を受託している REIT との関係において、投資対象に競合が生じない形での私募ファンドビジネス、具体的には、開発型・オポチュニスティック等の私募ファンド等の運用を行うことを想定しており、NREAM が運用を受託する REIT との間で物件取得機会の競合等は基本的には生じないものと考えております。

また、別会社方式を通じた私募ファンド事業の拡大により、幅広い物件取得情報の獲得や私募ファンド保有物件の売却先多様化など、上場 REIT、私募ファンド双方にメリットをもたらすことも期待されます。

以 上

ご注意：本報道発表文は、NMF の上場承認及び野村不動産グループの資産運用事業の成長方針に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。NMF への投資を行う際は、必ず NMF が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件に関して米国における証券の公募は行われません。